



## ◎住宅リフォーム資金助成事業

助成対象者の条件が変更され、平成24年度以前に助成を利用された人も再度利用することができます。

### ◎助成対象者

- 市民であり、世帯員全員に市税の未納がないこと
- 助成対象となる工事について、市で実施している他の助成等を受けていないこと
- 平成25年度に、リフォーム工事について市から助成を受けていないこと

### ◎助成対象工事

- 自己の居住する自己所有の既存住宅の改修工事（老朽化、災害等による住宅の修繕、補修、設備改修および模様替え）で、市内に主たる事務所を有する施工業者に依頼して行う工事
- 助成金内示額決定前に着手していない工事で、申請受付期間内に交付申請を終え、平成27年2月末までに完了見

### 込みの工事

- リフォーム工事費用（消費税および地方消費税を含まない）が10万円以上の工事  
※災害については、解体工事も対象とします。（り災証明添付のこと）

### ◎助成金支給額

リフォーム工事費用（消費税および地方消費税を含まない）の10%を乗じて得た金額（1万円未満切り捨て）

### ◎助成上限額 7万円

### ◎申請受付期限

平成27年1月30日(金)

※ただし、助成金の総額が予算1,000万円（先着順）に達した時点で終了します。

### ◎申請方法

申込先に備え付けの申請書に記入し、必要書類を添えて提出

※申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。

## ◎耐震診断費用・耐震改修工事費用を一部補助します

### ■建築士の派遣による無料耐震診断

#### ◎対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅

#### ◎募集戸数 7戸（先着順）

#### ◎申込期限 平成26年11月28日(金)

#### ◎申込方法 申込先に備え付けの申込書に記入し、必要書類を添えて提出

※申込書等は市ホームページからもダウンロードできます。

### ■木造住宅耐震改修工事費用の一部補助

#### ◎対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された3階以下の一戸建て木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅を上部構造評点が0.7以上とし、改修前より上部構造評点が向上する改修工事

#### ◎募集戸数 1戸

#### ◎補助限度額 60万円

#### ◎申請期限 平成26年11月28日(金)

#### ◎申請方法 事前相談で要件を確認したうえで、申請に関する書類を建築住宅課で配布

### ■多数利用建築物耐震診断費用の一部補助

#### ◎対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された幼稚園、保育所、高等学校、病院等

#### ◎募集戸数 1棟

#### ◎補助限度額 100万円

#### ◎申請期限 平成26年11月28日(金)

#### ◎申請方法 事前相談

で要件を確認したうえで、申請に関する書類を建築住宅課で配布

